

臨時休園の判断基準

(1)風水害の場合

	開 園 前	保育時間中
<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風警報発表 ・ 特別警報（大雨・暴風・波浪・暴風雪・大雪）発表 	<p>臨時休園とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。 ・ 高潮に関する大阪府からの早めの避難の呼びかけがあった場合 	<p>該当区域に所在する（※）保育所等は臨時休園とする。</p> <p>※大阪市水害ハザードマップ等を参考に自施設の浸水想定マップを確認しておくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報発令後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。 ・ 想定される浸水の深さに合わせて、所定の避難ビルをはじめとする浸水の可能性のない安全な場所へ避難する。

(2)地震の場合

	開 園 前	保育時間中
<p>市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上を観測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育開始前に地震が発生した場合は、当日は臨時休園とする。 ・ 保育終了後に地震が発生した場合は、翌日は臨時休園とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。 ・ 状況に応じて安全な場所へ避難する。

(3)津波の場合

	開 園 前	保育時間中
<p>津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発表</p>	<p>避難指示該当区域は臨時休園とする。</p> <p>【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区 此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区 西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区 住吉区・西成区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示発令後は臨時休園とする。 ・ 避難指示が発令された場合は、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難する。 ・ 安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。児童全員の引き渡しが完了するまで、保育を継続する。